

徳島大学病院長候補者選考意向調査実施要領

令和6年11月5日

徳島大学病院長候補者選考委員会策定

(趣旨)

第1 この要領は、徳島大学病院長候補者選考委員会規則第8条第4項の規定により、徳島大学病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が徳島大学病院（以下「病院」という。）に対し意向調査を実施する場合の必要な事項を定める。

(意向投票)

第2 意向調査の実施方法として、意向投票を行うものとする。

- 2 意向投票は、選考委員会が定める投票期間（5日間）において実施する。
- 3 投票場所は、病院総務課とする。
- 4 意向投票については、病院の構成員に通知するほか、病院公式ホームページで周知する。
- 5 前項の通知には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 意向投票を行う理由

(2) 候補適任者

(3) 投票期間

(4) 投票場所

(5) 投票資格者

(投票資格者)

第3 投票資格者は、投票期間の初日の属する月の前月の1日に在職する者で、別紙1に該当する者とする。ただし、投票期間の初日までにその職を去った者は投票資格を失うものとする。

- 2 投票資格者に対しては、投票通知書を送付するものとする。

(管理責任者)

第4 意向投票実施の管理責任者は、選考委員会委員である医学部長及び歯学部長とする。

- 2 管理責任者は、病院事務部と協力し、開票及び投票の集計に立ち会うものとする。

(投票)

第5 投票は、投票場所において投票通知書と引き替えに受領した投票用紙により、単記無記名投票をもって行うものとする。ただし、候補適任者が1人のときは、その者を病院長候補者とする可否の表示をもって行うものとする。

- 2 前項本文の投票において、次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補適任者以外の者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の氏名を記載したもの

(4) 候補適任者の氏名のほか，他事を記載したもの。ただし，職名，敬称等を記載したものは，この限りでない。

(5) 候補適任者のだれを記載したか確認しがたいもの

3 第1項ただし書の投票において，次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 可否のほか，他事を記載したもの

(3) 可否のいずれか確認しがたいもの

4 代理投票及び不在者投票は認めない。

(投票結果の報告)

第6 管理責任者は，意向投票の結果について，選考委員会に報告するものとする。

別紙 1（投票資格者）

- (1) 病院長
- (2) 病院の専任教員及び特任教員（国立大学法人徳島大学特任職員就業規則（平成 25 年度規則第 3 号）第 3 条第 1 号に規定する特任教員をいい，病院に併任された特任教員を含む。）のうち，教授（特任教授），准教授（特任准教授）及び講師（特任講師）。ただし，寄附講座及び連携研究部門において教育研究に従事し，又は病院が契約に基づき行う受託研究及び受託事業に従事する特任准教授及び特任講師を除く。
- (3) 大学院医歯薬学研究部の専任教員のうち，教授，准教授及び講師。ただし，医学域栄養科学部門，歯学域口腔科学部門口腔保健学系，保健学域及び薬学域（医薬品情報学分野及び医薬品機能生化学分野に限る。）にあっては，教授のみとする。
- (4) 病院薬剤部の副薬剤部長（技術職員である者）
- (5) 病院看護部の看護部長及び副看護部長
- (6) 病院医療技術部の医療技術部長及び副医療技術部長
- (7) 病院医療技術部の技術職員のうち，徳島大学病院医療技術部規則に規定する部門長及び技師長
- (8) 病院栄養部の副栄養部長
- (9) 病院事務部の事務部長及び課長